

【オンライン資格確認とは】

医療機関や薬局窓口でマイナンバーカードのICチップにある健康保険証の記号番号等により、医療保険の資格情報が確認できる仕組みです。また、マイナ保険証を利用する事で医療保険の資格情報の他に限度額区分等が確認可能となります。

患者様に対し必要な情報を取得・活用し診療を行います。

診療／薬剤情報

医療機関を受診した際の過去の診療情報及び医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取った過去のお薬情報です。

【閲覧可能な項目】

- ・受診者情報
 - ・過去の診療情報（医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為等）
- ※2022年6月以降に提出レセプト抽出の診療行為の情報が参照可能
- ・過去のお薬情報
(医療機関・薬局名、調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量等)
- 特定健診・後期高齢者健診情報**（保険者が情報をシステムへ登録している場合）40歳以上の方を対象に行われた健診結果の情報です。

【閲覧可能な項目】

- ・受診者情報・特定健診結果情報・質問票情報（服薬・喫煙歴等）
- ・メタボリックシンドローム基準の判定該当判定
- ・特定保健指導の対象基準の該当判定

【医療情報取得加算】

オンライン資格確認等システムの導入が原則義務化され資格確認に係る体制が整備されていることに対する加算。

初診時

「加算1」3点：診療情報提供書の持参がない場合、マイナ保険証での診療等の情報取得に同意しない場合

「加算2」1点：診療情報提供書を持参した場合、マイナ保険証での診療情報等の取得全てに同意した場合

再診時（3ヶ月に1回に限り算定）

「加算3」2点：診療情報提供書の持参がない場合、マイナ保険証での診療等の情報取得に同意しない場合

「加算4」1点：診療情報提供書を持参した場合、マイナ保険証での診療情報等の取得全てに同意した場合

【医療DX推進体制整備加算】

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を活用し質の高い医療提供をするための体制を確保していることで月1回8点が加算されます。

当院では電子処方箋を発行する体制、患者様の状態に依り28日以上の長期の投薬、リフィル処方箋の交付体制が可能です

【患者さんへのお願い】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに医薬品安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在一部の医薬品について十分な供給困難な状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

2024年6月1日 千早ハートクリニック